

野洲市まちづくり基本条例改正（案）に係るパブリックコメントの結果について

1、 閲覧及び意見募集期間

令和元年12月23日（月） ～ 令和2年1月14日（火） 23日間

＊各施設の執務時間内野洲市ホームページ

2、 閲覧場所

協働推進課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

＊野洲市ホームページでも閲覧可能

3、 意見提出件数

3件（3名）

4、 意見内容及び市の考え方

意 見	意見に対する市の考え方
【I—①】 まちづくりは地域の自治会が大いに力を発揮する必要がある、今回の改正で、市が市民団体だけでなく、自治会活動を支援することを追加されたのは非常に良いことだと思います。農業や商店街などで地域のつながりが深かった、また子供の数が多く、子供を通じた交流が多かった時代は、地域の連携があり、まちづくりに通じる活動も比較的容易に実施出来てきていたと思います。しかし、子供の数も減り、他府県からの転入者なども増え、また高齢化が進んできた現在、自治会の連携は非常に弱まり、自分だけよければよい、周りのことは誰かがしてくれるとの考えの人が増えてきているように思います。今回の条例改正で自治会活動への参加を促し、市も自治会活動への参加を促進するための措置を講じることが重要なことだと思います。ただ、単に「参加」を促進だけでなく、及び「活性化」とすると強調したほうが、自治会活動の有効な展開に寄与すべく担当の市職員も務めていただけるのではないのでしょうか？ 第7章に次の一条を加える。（自治会活動の支援） 第〇条 市は、市民の主体的な自治会活動への参加、及び活性化を促進するため、必要な措置を講じます。 【理由】 ③と同じく、地域活性化の要となる自治会活動の有効な展開を促進するため	ご意見のとおり、市としても、自治会活動の活性化は重要だと認識しております。その中で、第7章に加える条文の案「市民の主体的な自治会活動」には自治会活動の活性化も含まれておりますので、改正案のとおりとします。

【Ⅱ―①】

「野洲市まちづくり基本条例」の提案文

(人権の尊重)

第3条 市民は、いかなる事由による差別を受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人が日本国憲法に定められている基本的人権を享受できるよう努めます。

【3 条の修正案】

(案1)

第3条 すべての人が日本国憲法に定められている基本的人権が享有されることから、市民は、いかなる事由による差別を受けず個人として尊重されるよう努めます。

これまでの審議会の経緯を尊重して、提案文を修正するとすれば、

(案2)

第3条 市民は、いかなる事由による差別を受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人が日本国憲法に定められている基本的人権が保障されるよう努めます。

【修正理由の論旨】

① 基本的人権は「享受」するものでなく、もともと「享有」されているものです。…憲法の「基本的人権」条項の基本的な見方

② 「享有」は「権利や能力などを生まれながらに持っていること」で「享受」とは「ものごとを受け入れて、生活や心を豊かにする」という意味です。

人権を「享受」できるという意味で使用するならば誤りではないかと思えます。

【説明】

まず、基本的人権の本質を憲法から明確にしておきたいと思えます。

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有(きょうゆう)を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

基本的人権とは「人間が人間として本質的に有するもので国家以前の生まれながらの権利(自然権)」と理解されており、「野洲市人権尊重のまち宣言」にもこの説明がされております。

憲法11条前段は、基本的人権は、人種・性別・身分等の区別に関係なく、人間であれば当然に享有できる権利なのだという事をあらわした規定です。このような性質を「人権の普遍性」といいます。

憲法11条後段は、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と定めています。後段は二つのことを言っています。

ご意見のとおり、日本国憲法第11条には、「享有」と記載されており、修正について検討します。

① 人権が「公権力によって侵害されるものではないという意味の「人権の不可侵性」を言っており、

②「現在及び将来の国民に与えられる」とは自然権思想から説明されており、人権は「だれからか与えられるものでなく、人であることにより当然に有する権利であると説明され、このような性質を、「人権の固有性」といわれているものです。

従って、「享受」とは「ものごとを受け入れて、生活や心を豊かにする」という意味から人権を「享受」できるという意味で使用するならば誤りと思います。

つぎに、人権と「差別されない意味」との関係をどうみるかということについて説明します。

人権の享有を、法はもっと厳格に「人」として、生まれながらの権利という意味をもって議論の余地のない固有の権利(人権享有主体)とされています。

この理念から導きだされるのが、個人の尊重であり、人種、信条、性別、社会的身分、門地などにより差別されないとする「法の下での平等」として、いかなる差別も受けない事、思想・良心の自由、信仰の自由、学問の自由などの精神的自由権はこの意味の人権です。

さらに、健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する「生存権」、教育を受ける権利、勤労の権利、労働三権などの「社会権」等を定めています。

【結論】

以上のように、人権は「だれかれから、与えられるものでなく」「生まれながらにして基本的に与えられているものであること」から、「享受」されるものでないことはあきらかであり、その人権の享有主体の結果として、個人の尊重や法の下での平等などが導き出されるとされています。

蛇足ながら、憲法12 条に 「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。…」と不断の努力をうたっております。

野洲市の「まちづくり」条例を制定している意味は、この12 条の趣旨ともつながる意義ある行動規範であることと理解しております。

【Ⅲ―①】

「自治会の役割」(10 条)の追加条項に反対

【提案文】

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に向けて市と協力します。

【追加】 追加は不要

【理由】

① 「自治会」は自治意識に基づき主体的に組織することを基本としております。

② 「野洲市まちづくり基本条例」は、市民のための、市民参加の条例と理解しています。

追加理由の主旨は理解できますが、たとえば、「自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に向けて市が協力します」とするなら、理解ができるわけですが、本条例は「誰に何を求めているのか」により、この条文の基本がかわります。条例が市民に向けてのあるいは、市民主体なら、行政は協力して頂きたいと思えます。

提案文は 直接「自治会の役割」を求め、「市に協力を求める」としており、市からのトップダウンの意識がぬぐえません。

今回の議論には、パブリックコメントという形と並行して、全自治会への「コメント」をして頂く等の「配慮」がなく、中里自治会長会議において異論がでました。

中里自治連合会の総意(R2. 1. 14 で全員反対)として意見を集約したことをお伝えし、ご検討をお願いします。

パブリックコメント実施中に、資料 1 野洲市まちづくり基本条例対比表に誤りが発見されました。(本文内容は、そのままです。)

誤：第 10 条 2 自治会は、…地域課題の解決に向けて市と協力します。

正：第 10 条 2 自治会は、…地域課題の解決に努めます。

よって、ご意見はいただきましたが、市の誤りに基づく、ご意見ですので、深くお詫び申し上げるとともに、改正案のとおりとします。